

【掲載官報】

平成 22 年 10 月 20 日 本紙第 5420 号

【法令名】

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 20 日 政令第 213 号

【管轄省庁】

総務省

【施行期日】

平成 23 年 4 月 1 日

【制定の根拠規定】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項

【法令のあらまし】

* 要旨

平成23年4月1日から高崎市を地方自治法第252条の22第1項の中核市として指定する。

(本則関係)

【改正される法令】

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）

地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成12年政令第417号）

.....